



第190期報告書

(第190期定時株主総会招集ご通知添付書類)

平成25年4月1日～平成26年3月31日



企業目的

感動を・ともに・創る

ヤマハグループは
音・音楽を原点に培った技術と感性で
新たな感動と豊かな文化を
世界の人々とともに創りつづけます

目次

企業目的	1
■第190期定時株主総会招集ご通知添付書類	
事業報告	2
連結貸借対照表	21
連結損益計算書	22
連結包括利益計算書(ご参考)	22
連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)	22
連結株主資本等変動計算書	23
貸借対照表	24
損益計算書	25
株主資本等変動計算書	26
連結計算書類に係る	
会計監査人の監査報告書(謄本)	27
会計監査人の監査報告書(謄本)	28
監査役会の監査報告書(謄本)	29
■ご参考	
新商品/トピックス	31
株主メモ	38
■連結注記表及び個別注記表の掲載について	

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://jp.yamaha.com/>)に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。



株主の皆さまへ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループの第190期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の事業内容をご報告するにあたりまして、ご挨拶申しあげます。

当連結会計年度は、主力の楽器事業、音響機器事業で増収増益となるなど、業績が大幅に改善し、営業利益259億94百万円、当期純利益228億98百万円を計上することができました。

期末配当につきましては、1株につき19円50銭とさせていただきますたく、第190期定時株主総会でご提案申しあげたいと存じます。これにより、中間配当(1株につき7円50銭)を加えた年間配当金は1株につき27円となります。

当社グループは、平成25年4月より中期経営計画「Yamaha Management Plan 2016」をスタートさせておりますが、持続的な「成長の実現」、成長を支える「収益力の強化」、新たな付加価値を生み出す「専門性の向上」を経営方針に掲げ、既存事業の確実な成長と新たな事業の開発を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

平成26年6月
代表取締役社長

中田卓也

事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全般的事業の状況

当連結会計年度における経営環境を振り返りますと、米国では景気が緩やかな回復基調をたどり、国内においても政府の経済対策や金融政策を背景として景況感の改善が見られました。一方、欧州では財政危機の不安は沈静化してきたものの、依然として停滞感が残っています。また、中国をはじめとする新興国では成長のペースが鈍化しており、楽観視できない状況が続いています。

このような状況の中で当社グループは、平成25年4月にスタートした中期経営計画「Yamaha Management Plan 2016 (YMP2016)」に掲げる施策を推進しました。

中国・新興国における成長加速につきましては、南アフリカに駐在員事務所を設置したほか、トルコ、ベトナムにおける販売拠点の営業を開始するなど新たな市場の開拓を進めるとともに、既存市場においても販売網の整備や各市場に適した商品の投入により、売上げの拡大を図りました。

エレクトロニクス事業領域での売上げ拡大につきましては、電子鍵盤楽器において差別化による市場シェアの拡大を推進したほか、業務用音響機器では、主力商品のラインアップの拡充を図りました。また、ICT (Information & Communication Technology) 機器においては、ネットワーク機器のソリューション型ビジネスへの転換と音声コミュニケーション機器事業の拡大に注力しました。

コスト競争力の強化につきましては、国内生産構造改革の効果と原価低減活動の推進により、海外労務費・材料費の高騰分を吸収し、計画に沿っ

てコストダウンを進捗させることができました。加えて、グローバルでの部材調達機能の強化とコスト削減を図るべく、部材の新規調達先開拓等を行うための現地法人を中国に設立しました。

また、国内事業構造改革の一環として、平成26年4月1日付で、会社分割により、楽器・音響機器の国内生産部門を100%出資子会社3社に承継させました。これにより、ピアノ生産を担う「株式会社ヤマハピアノ製造」、管弦打楽器生産を担う「株式会社ヤマハミュージカルプロダクツ」、電子楽器・音響機器生産を担う「株式会社ヤマハミュージックエレクトロニクス」がそれぞれ発足しました。

新規事業への成長投資としては、平成26年1月に、ギター周辺機器、PA機器、ワイヤレスマイクなどの開発・製造・販売を行う「ラインシックス社」(本社：米国)を、また平成26年3月には、会議室向けワイヤレスマイク、電話会議システムなどの開発・製造・販売を行う「レボラブズ社」(本社：米国)を、それぞれ当社の100%出資子会社としました。今後、これら新規事業での成長加速と既存事業とのシナジー効果の創出を図っていきます。

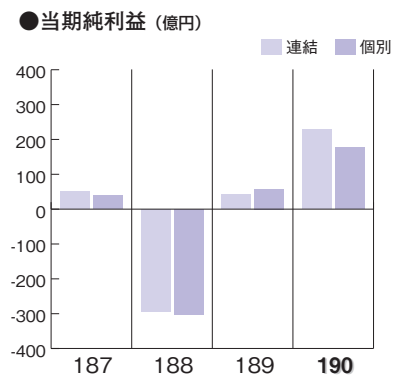
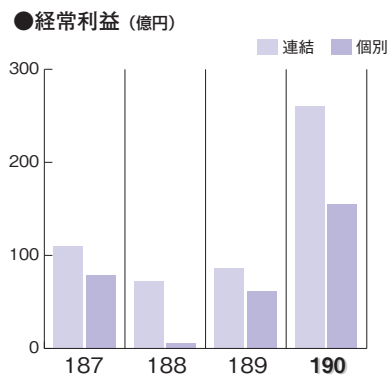
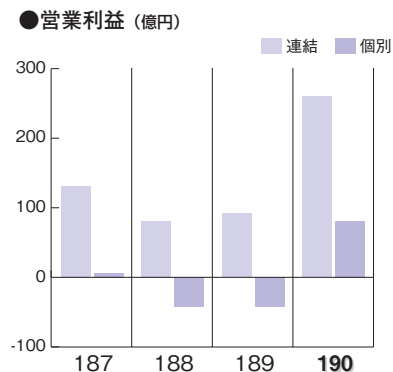
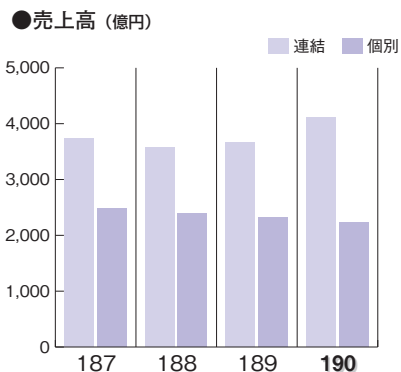
なお、平成25年4月1日付で、会社分割により、当社の楽器・音響機器卸販売及び教室事業を100%出資子会社に承継させるとともに、同社と子会社2社を合併させ「株式会社ヤマハミュージックジャパン」とし、また同社の子会社として、楽器小売販売会社8社を合併して「株式会社ヤマハミュージックリテイリング」としました。

販売の状況につきましては、為替による増収影

響により、売上高は4,103億4百万円（前期比11.8%増加）となりました。

損益の状況につきましては、営業利益は259億94

百万円（前期比182.1%増加）、経常利益は261億46百万円（前期比204.7%増加）、当期純利益は228億98百万円（前期比455.5%増加）となりました。



(2) 事業別状況

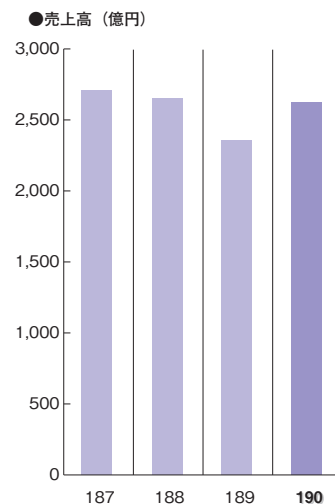
楽器事業

ピアノは、欧州及び新興国市場での販売が低調であったものの、北米での売上げの増加と国内での消費税増税前の需要拡大があり、全体では増収となりました。電子楽器は、デジタルピアノ及びポータブルキーボードが売上げを伸ばしました。管楽器は、国内及び北米で好調に推移しました。弦打楽器は、インドネシアのギター製造子会社でのストライキによる操業停止の影響を受け、売上げ減少となりました。そのほか、音楽ソフト及び教室収入は売上げ減少となりました。

以上により、当事業の売上高は2,623億10百万円（前期比11.4%増加）、営業利益は197億28百万円（前期比205.8%増加）となりました。

なお、当連結会計年度より、当事業に含めていた業務用音響機器を「音響機器事業」に移しました。

※第187期、第188期の売上高は、業務用音響機器の売上高を含めて表示しております。



ハイブリッドピアノ
NU1



サクソフォン
YAS-82Z



アコースティックギター
LL56 CUSTOM ARE

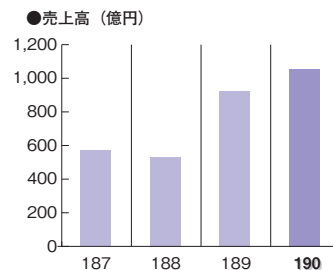
音響機器事業

当連結会計年度より、「AV・IT事業」を「音響機器事業」に名称変更しました。

オーディオは、北米及び欧州での販売が低調であったものの、円安効果により増収となりました。業務用音響機器は、設備用音響機器が低迷しましたが、アンブレ内蔵スピーカーが欧米で売上げを伸ばし、また音楽制作用インターフェース機器・ソフトウェアも好調に推移しました。通信機器は、国内での業務用需要が伸び、好調に売上げを伸ばしました。

以上により、当事業の売上高は1,054億85百万円（前期比14.0%増加）、営業利益は58億66百万円（前期比28.8%増加）となりました。

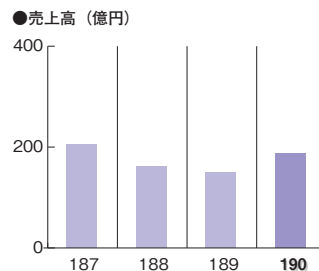
※第187期、第188期の売上高は、業務用音響機器の売上高を除いて表示しております。



電子部品事業

スマートフォン・タブレットPC向けの地磁気センサー（電子コンパス）及び音声処理用コーデック並びにアミューズメント向けの音声及び画像LSIが売上げを伸ばしました。

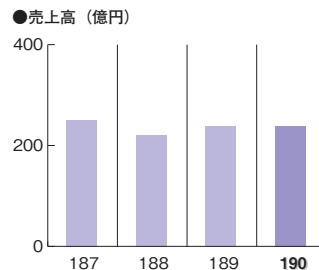
以上により、当事業の売上高は188億28百万円（前期比25.2%増加）、営業利益につきましては、構造改革による損益改善により7億70百万円（前期は営業損失20億44百万円）となりました。



その他の事業

自動車用内装部品は、欧州高級車向け販売が伸長しましたが、国内自動車メーカーへの売上げは減少となりました。FA機器は、リークテスターが売上げを伸ばしましたが、プレジジョンマシンが低迷しました。ゴルフ用品は、国内売上げが減少したものの、韓国での売上げが大きく伸びたことから売上げ増加となりました。リゾート事業は、ほぼ前年並みとなりました。

以上により、当事業の売上高は236億79百万円（前期比0.6%減少）、営業損失は3億70百万円（前期は営業利益2億54百万円）となりました。



音響機器事業



上 音楽制作ソフトウェア
Cubase®(キューベース) 7
右 音楽制作インターフェース
UR22
※いずれもスタインバーグ社製



PAスピーカ
STMシリーズ
※ネキソ社製



ポータブルPAシステム
STAGEPAS®(ステージパス) 600i



デジタル・サウンド・プロジェクター
YSP-1400



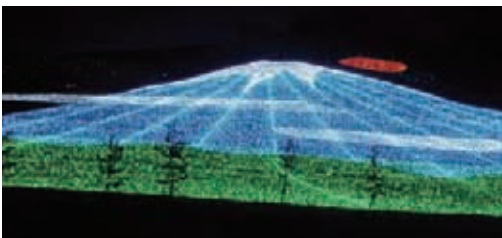
会議用マイクスピーカーシステム
YVC-1000

電子部品事業



音源用半導体
NSX-1

その他の事業



ヤマハリゾートつま恋® サウンドイルミネーション®



自動車用内装部品

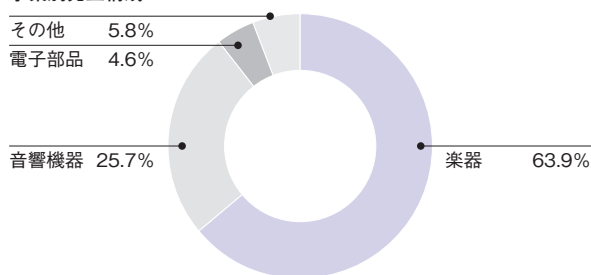


ゴルフクラブ
inpres®RMX®(インプレス リミックス)

事業別売上高

事業区分	売上高	前期比増減率	構成比率
楽器事業※	262,310 ^{百万円}	11.4%	63.9%
音響機器事業※	105,485	14.0	25.7
電子部品事業	18,828	25.2	4.6
その他の事業	23,679	△0.6	5.8
合計	410,304	11.8	100.0

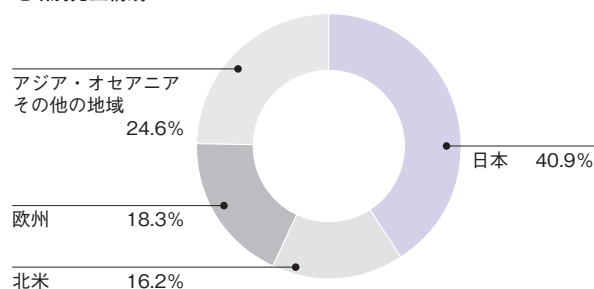
事業別売上構成



地域別売上高

地域	売上高	前期比増減率	構成比率
日本	167,903 ^{百万円}	1.3%	40.9%
北米	66,635	20.8	16.2
欧州	74,863	23.5	18.3
アジア・オセアニア その他の地域	100,901	18.2	24.6
合計	410,304	11.8	100.0

地域別売上構成



2. 設備投資の状況

事業区分	投資額	前期比増減率	構成比率
楽器事業※	6,621 ^{百万円}	△25.8%	61.3%
音響機器事業※	2,788	13.0	25.8
電子部品事業	216	△84.3	2.0
その他の事業	1,172	9.8	10.9
合計	10,799	△22.0	100.0

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

※「AV・IT事業」を「音響機器事業」に名称変更しました。業務用音響機器を「楽器事業」から「音響機器事業」に移し、前期比増減率を変更後の区分方法により計算し記載しております。

4. 対処すべき課題

当社グループは、中長期的な経営ビジョンを実現すべく、平成25年4月より中期経営計画「Yamaha Management Plan 2016 (YMP 2016)」をスタートさせました。YMP2016においては、持続的な「成長の実現」、成長を支える「収益力の強化」、新たな付加価値を生み出す「専門性の向上」を経営方針に掲げ、既存事業の確実な成長と新たな事業の開発を目指します。

1. 『ヤマハが目指す姿（中長期的な当社グループの経営ビジョン）』

- ①「信頼と憧れのブランド」となる
- ②「音・音楽」をコアとする
- ③「モノ」^{※1}と「コト」^{※2}の両輪で成長する

2. 上記の経営ビジョンを実現するため、YMP 2016において取り組む施策

<中国・新興国における成長加速>

中国・新興国市場へ経営資源を重点的に投入することによって、販売網の開拓を進め、更に成長を加速します。

また、新興国における楽器演奏人口の拡大を目指して、音楽教室の展開や学校での音楽教育導入に向けた啓蒙活動を推進していきます。

<エレクトロニクス事業領域での売上げ拡大>

電子ピアノやポータブルキーボード等の電子鍵盤楽器において、リアリティを追求した音源や鍵盤を新規に開発して差別化を図るとともにローカルコンテンツを充実して市場ニーズによりきめ細かく対応し、市場での圧倒的な優位を確立します。また、新興国向けのエントリーモデルを新たに開発・導入し、売上げ拡大を図ります。

業務用音響機器においては、デジタルネットワークを核としたシステム機器の開発を強化し、商品ラインアップを拡充します。また、商業空間向け音響市場や業務制作市場において、業容の拡大を図ります。

さらに、国内で高いシェアを持つSOHO向けルーターや会議用システムを軸に更なる商品拡充を図って、「ICT (Information & Communication Technology) 機器事業」の大きな成長を目指していきます。

<コスト競争力の強化>

既存生産拠点について、それぞれの役割・機能を明確にしたうえで、製造力の向上を図るとともに稼働率を高めて製造コストの低減に努めていきます。国内生産は、平成26年4月1日付の楽器生産部門の子会社化を通じてコンパクトで変化に柔軟に対応できる体制に転換しました。また、中国やインドネシアにおける海外生産では、材料の現地調達や部品の内製化に加えて新製法の導入や工程改善による生産技術力のレベルアップを図り、労務費の高騰に対応していきます。

<新規の事業開発>

既存事業の業容を拡大して次のステージでの飛躍を図るため、引き続きM&Aや資本提携を行います。中でも更なる成長が期待できる業務用音響事業には重点的な投資を行っていきます。また、yamaha+活動（新規事業の創出活動）に加えて、将来の成長に寄与する次世代の技術やサービスを外部から獲得するため、ベンチャー企業向けの投資にも力を入れていきます。

※1 「モノ」事業：先進と伝統の技術により優れた品質の価値ある商品を生産するメーカーとしての事業。

※2 「コト」事業：当社グループが得意とするシステム、サービスやコンテンツを提供していく事業。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年3月期 第187期	平成24年3月期 第188期	平成25年3月期 第189期	平成26年3月期 第190期
売 上 高	373,866 ^{百万円}	356,616 ^{百万円}	366,941 ^{百万円}	410,304 ^{百万円}
経 常 利 益	10,971 ^{百万円}	7,255 ^{百万円}	8,580 ^{百万円}	26,146 ^{百万円}
当 期 純 利 益	5,078 ^{百万円}	△29,381 ^{百万円}	4,122 ^{百万円}	22,898 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	25 ^円 90 ^銭	△151 ^円 73 ^銭	21 ^円 29 ^銭	118 ^円 26 ^銭
総 資 産	390,852 ^{百万円}	366,610 ^{百万円}	390,610 ^{百万円}	438,932 ^{百万円}
純 資 産	245,002 ^{百万円}	206,832 ^{百万円}	229,636 ^{百万円}	274,843 ^{百万円}

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ	千米ドル 50,000	% 100.0	楽器・音響機器の輸入及び販売
ヤマハ ミュージック ヨーロッパ	千ユーロ 70,000	100.0	楽器・音響機器の輸入及び販売
ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア	百インドネシア 82,450	100.0	楽器・音響機器の製造
ヤマハ楽器音響（中国）投資有限公司	千元 782,023	100.0	中国国内の投資管理、楽器・音響機器の販売
天津ヤマハ電子楽器有限公司	76,800	60.0	楽器の製造
杭州ヤマハ楽器有限公司	396,121	100.0	楽器の製造
蕭山ヤマハ楽器有限公司	274,888	100.0	楽器の製造
ヤマハ電子（蘇州）有限公司	218,801	100.0	楽器・音響機器の製造
株式会社ヤマハミュージックジャパン	百万円 100	100.0	楽器・音響機器の販売
株式会社ヤマハミュージッククリテイリング	100	100.0	楽器の販売

(注)1. 天津ヤマハ電子楽器有限公司、杭州ヤマハ楽器有限公司、蕭山ヤマハ楽器有限公司、ヤマハ電子（蘇州）有限公司及び株式会社ヤマハミュージッククリテイリングの出資比率は、子会社の間接所有によるものであります。

2. 連結子会社は、上記の重要な子会社10社を含む62社であります。

7. 主要な事業内容

事業区分	主要製品等
楽器事業	ピアノ、電子楽器、管楽器、弦楽器、打楽器、防音室、音楽教室、英語教室、音楽ソフト
音響機器事業	オーディオ、業務用音響機器、情報通信機器
電子部品事業	半導体
その他の事業	ゴルフ用品、自動車用内装部品、FA機器、宿泊施設・スポーツ施設の経営

8. 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	静岡県浜松市中区中沢町10番1号
	営業拠点	東京事業所（東京都港区）、大阪事業所（大阪市此花区）
	生産拠点	天竜工場（浜松市南区）、磐田工場（静岡県磐田市）、掛川工場（静岡県掛川市）、豊岡工場（静岡県磐田市）
子 会 社	国 内	株式会社ヤマハミュージックジャパン（東京都港区） 株式会社ヤマハミュージックリテイリング（東京都港区） 株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス（東京都渋谷区）他6社 ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社（鹿児島県始良郡） ヤマハファインテック株式会社（浜松市南区） 株式会社ヤマハリゾート（静岡県掛川市）
	海 外	ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ（米国） ヤマハ カナダ ミュージック（カナダ） ヤマハ ミュージック ヨーロッパ（ドイツ） ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア（インドネシア） ヤマハ インドネシア（インドネシア） ヤマハ楽器音響（中国）投資有限公司（中国） 天津ヤマハ電子楽器有限公司（中国） 杭州ヤマハ楽器有限公司（中国） 蕭山ヤマハ楽器有限公司（中国） ヤマハ電子（蘇州）有限公司（中国） ヤマハ エレクトロニクス マニュファクチャリング マレーシア（マレーシア）

9. 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
楽 器 事 業	13,976 ^名	△384 ^名
音 響 機 器 事 業	4,614	595
電 子 部 品 事 業	423	△18
そ の 他 の 事 業	838	△30
合 計	19,851	163

(注)1. 従業員数は、就業員数で記載しております。

2. 業務用音響機器に従事している従業員数を「楽器事業」から「音響機器事業」に移したことから、前期末比増減を変更後の区分方法により計算し記載しております。

10. 主要な借入先

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

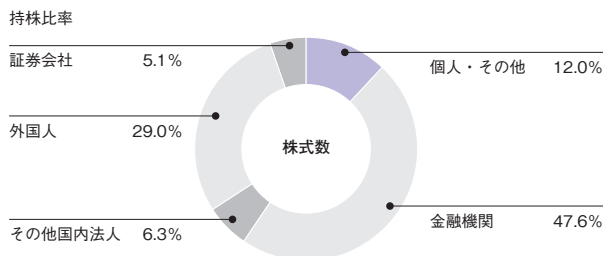
1. 発行可能株式総数 700,000,000株
2. 発行済株式の総数 193,626,908株（自己株式3,628,117株を除く。）
3. 株 主 数 24,788名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,572 ^{千株}	8.04 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,014	6.72
ヤマハ発動機株式会社	10,326	5.33
株式会社みずほ銀行	8,555	4.42
株式会社静岡岡銀	8,349	4.31
三井住友海上火災保険株式会社	8,008	4.14
住友生命保険相互会社	7,300	3.77
日本生命保険相互会社	5,742	2.97
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	3,989	2.06
B N P パ リ バ 証 券 株 式 会 社	3,484	1.80

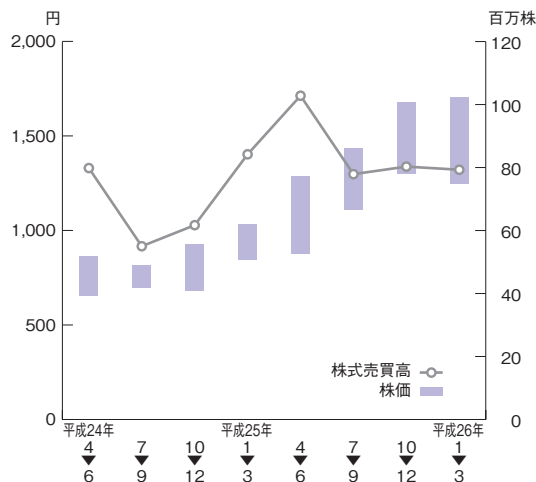
(注) 当社は、自己株式3,628,117株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は持株数を、自己株式を除いた発行済株式の総数で除しております。

株主構成	株主数	株式数
個人・その他	24,016名	23,758千株
金融機関	66	93,949
その他国内法人	229	12,461
外国人	432	57,135
証券会社	45	9,950

(注) 「個人・その他」には自己株式が含まれております。



● 株価及び株式売買高の推移 (東京証券取引所)



III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
※中 田 卓 也	代表取締役社長	ヤマハ発動機株式会社社外取締役
岡 部 比呂男	取締役	常務執行役員
高 橋 源 樹	取締役	常務執行役員
喜多村 晴 雄	取締役	公認会計士（喜多村公認会計士事務所） ローム株式会社社外監査役 株式会社MonotaRO社外取締役 MIDリート投資法人監督役員
柳 弘 之	取締役	ヤマハ発動機株式会社代表取締役社長
太 田 義 勝	取締役	コニカミノルタ株式会社 取締役取締役会議長
矢 部 久	常勤監査役	
梅 田 史 生	常勤監査役	
宮 澤 孝 司	監査役	
池 田 裕 彦	監査役	弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

- (注) 1. 取締役喜多村晴雄、柳弘之及び太田義勝は、社外取締役であります。
 2. 監査役宮澤孝司及び池田裕彦は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役喜多村晴雄及び太田義勝並びに社外監査役宮澤孝司及び池田裕彦を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役矢部久及び梅田史生は、長年経理業務を担当した経験を有しており、また、宮澤孝司は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
 ①※印は、平成25年6月26日開催の第189期定時株主総会において新たに選任され就任した取締役であります。監査役の異動はありません。
 ②平成25年6月26日開催の第189期定時株主総会最終の時をもって、取締役梅村充は任期満了により退任しました。

2. 執行役員（取締役執行役員を除く）

(1) 上席執行役員

氏名	担当
近 藤 昌 夫	楽器・音響生産本部長
大 池 眞 人	楽器・音響営業本部長
ほそ 井 正 人	コーポレートリソース本部長
長谷川 豊	楽器・音響開発本部長

(2) 執行役員

氏名	担当
三 木 渡	広報部長
飯 塚 朗	楽器・音響開発本部 研究開発統括部長
大 澤 博 史	楽器・音響営業本部 音響営業統括部長
佐々木 央	ヤマハ ミュージック ヨーロッパ 取締役社長
小 林 和 徳	事業開発部長
やま 山 畑 聡	経営企画部長
ふじ 藤 井 茂 樹	IMC事業本部長
やま 山 口 静 一	楽器・音響営業本部事業企画部長

- (注) 三木渡は、平成26年5月1日付で執行役員を退任しました。

3. 取締役及び監査役報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	2億44百万円 (21百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	71百万円 (10百万円)

- (注)1. 上記取締役報酬等の総額(但し、社外取締役分を除く)には、平成26年6月24日開催の第190期定時株主総会に提出予定の「取締役賞与の支給の件」に基づく取締役賞与53百万円が含まれております。
2. 社外取締役を除く取締役の報酬等は、基本報酬と賞与とからなり、基本報酬は、職責に基づいて設定された基準年俸に対して、業績に応じてプラスマイナスそれぞれ20%の範囲で増減します。また、賞与は、完全な業績連動報酬であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況及び他の兼職先との関係

地位及び氏名	重要な兼職の状況
取締役 喜多村 晴 雄	公認会計士(喜多村公認会計士事務所)・ ローム株式会社社外監査役・ 株式会社MonotaRO社外取締役・ MIDリート投資法人監督役員 重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
取締役 柳 弘 之	ヤマハ発動機株式会社代表取締役社長 当社は、ヤマハ発動機株式会社の発行済株式 総数の12.2%の株式を保有しております。
取締役 太田 義 勝	コニカミノルタ株式会社取締役取締役会議長 重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
監査役 池田 裕 彦	弁護士(弁護士法人大江橋法律事務所) 重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- (注) 取締役太田義勝は、平成26年4月1日付でコニカミノルタ株式会社の取締役会議長を退任し、同年6月開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって取締役を退任する予定であります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役 喜多村 晴 雄	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、議案審議等に必要なる発言を適宜行っております。
取締役 柳 弘 之	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、経営者としての豊かな経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要なる発言を適宜行っております。
取締役 太田 義 勝	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、経営者としての豊かな経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要なる発言を適宜行っております。
監査役 宮澤 孝 司	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
監査役 池田 裕 彦	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会14回のうちそれぞれ13回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役喜多村晴雄、柳弘之及び太田義勝並びに監査役宮澤孝司及び池田裕彦と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額となります。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
(1) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1億13百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ、ヤマハ ミュージック ヨーロッパ、ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア、ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司、天津ヤマハ電子楽器有限公司、杭州ヤマハ楽器有限公司、蕭山ヤマハ楽器有限公司及びヤマハ電子(蘇州)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会決議を要する重要事項を取締役会規則で定めるとともに、意思決定の手続、決議内容の合理性を要求する。代表取締役及び業務執行取締役は、職務執行の状況を取締役会に報告し、取締役会は取締役の職務執行を監督する。
- (2) 監査役は、取締役の職務執行状況を監査基準、監査計画に基づき監査する。
- (3) 独立社外取締役、独立社外監査役の積極的な導入を進め、更なる経営の客観性と透明性を高める。
- (4) コンプライアンスに係る会議体を設置して、「コンプライアンス行動規準」の制定、規程・マニュアルの整備を行い、コンプライアンス教育の徹底を図る。
- (5) 法令等の遵守体制及び有効な内部牽制システムの構築を行う。その推進のため、担当スタッフ部門は、グループ企業に対し指導・助言を行う。
- (6) 内部監査部門を設置し、直接的あるいは間接的なグループ企業に対する内部監査をとおして更なる業務改善を進める。
- (7) 公平で透明性の高い人事制度の確立をもってグループ企業従業員の意識の昂揚、モラルの向上を図る。
- (8) コンプライアンスの実効性を高めるため、内部通報制度を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- (1) 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規程に則り、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 内部監査部門による定期的な情報の保存・管理についての監査を実施する。
- (3) 重要情報の管理体制を構築し、正確かつ迅速な情報開示を行う。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に伴い発生する可能性のある重要リスクについては、全社横断的な委員会においてグループ全体のリスク管理方針の策定を行う。また、個別のリスクマネジメントの実施については、リスクの内容に応じて決定した担当スタッフ部門が、規程・マニュアルの整備及びグループ全体に対する指導・助言を行う。
- (2) 内部監査部門の内部監査をとおして、リスク情報の収集と適切な対応を行う。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規則、権限規程その他の業務執行に係る規程を整備し、取締役会と代表取締役の権限と責任を明確にするほか、適切な権限委譲、当社各部門・グループ企業のミッション、指揮命令系統の明確化をとおして業務執行スピードの向上と経営の効率性を高める。
- (2) 取締役会決議事項他のグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、手続・決議内容の合理性・適法性を担保するため、事前に経営会議等において十分な討議を行い、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する。
- (3) グループ全体の目標値の設定及び業績評価を行うため、迅速な経営判断、リスク管理を可能とする経営管理システムを構築する。

5. 株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ企業各社の経営状況の把握と正確かつ迅速な連結決算を行うための情報インフラを整備する。
- (2) 「グループ マネジメント 憲章」を定めグループ経営の方針を明確にするとともに、グループ企業管理規程に基づき、子会社管轄部門は、所轄するグループ企業の経営について適切に指導・助言する責任を負い、一定の重要事項について、子会社は当該部門と事前の協議・相談等をするものとし、スタッフ部門はこれを支援する。
- (3) グループ全体を対象にリスク管理体制を敷くとともに、コンプライアンス教育を実施する。
- (4) グループ企業は、原則として取締役会及び監査役あるいは監査役会を設置する。
- (5) 必要に応じ、内部監査、外部監査を行い、その結果を業務改善のためにフィードバックする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役を補助する専任の組織として監査役会直轄の監査役室を設置する。また、監査役、監査役室の要請により、スタッフ部門も監査事務の補助を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、監査役室の組織・人事異動について取締役から事前に報告を受けるほか、必要な場合は、当該組織・人事異動に意見を述べ、あるいは変更を要請する。監査役室には、取締役の指揮命令に服さない従業員を置く。更に、当該従業員の人事評価、懲戒処分は、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を要することとする。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、経営会議等の重要会議に出席し、意見を述べる。
- (2) 監査役は、決裁書他の重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して説明・報告を求める。
- (3) 法令に定められた事項のほか、監査役会の定めるところに従い、下記の報告事項等を定期的に監査役会に報告する。
 - ① 担当スタッフ部門による内部統制の活動報告
 - ② 担当スタッフ部門によるコンプライアンス遵守状況報告並びに内部通報制度の運用及び通報状況
 - ③ 内部監査部門による内部監査の結果

9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自ら、あるいは内部監査部門をとおして、内部統制システムの整備、運用状況等について、監査役と定期的な意見交換の場を持ち、その恒常的な改善を推進する。また、監査役が必要と認める場合には、監査業務について外部専門家による支援を確保する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

コンプライアンス経営の主要な要素の一つとして、反社会的勢力排除を当社の定める「コンプライアンス行動規準」に明言し、反社会的勢力からの不当要求に対する断固拒否と、不当要求を生む温床となる不祥事等の隠蔽排除の姿勢を明確にする。また、反社会的勢力からの不当要求がなされた場合には、担当者あるいは担当部門だけの問題とせず、外部の専門機関と連携をとりながら、組織全体の問題として捉え解決に努める。

Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解することはもちろんのこと、当社グループの企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることによ

り、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「感動を・ともに・創る～音・音楽を原点に培った技術と感性で新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。」を企業目的として掲げ、経営の効率化を追求し、グローバルな競争力と高水準の収益性を確保するとともに、コンプライアンス・環境・安全・地域社会への貢献等、企業の社会的責任を果たすことにより、企業価値・ブランド価値の向上に努めております。その実現のために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行うことにより、効率的かつ透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。当社は、株主、顧客、従業員、地域社会それぞれのステークホルダー間の利益バランスを考慮した経営に努めております。それぞれのステークホルダー間の利害を適切に調整しながら、各ステークホルダーの満足度を高めつつ、企業価値の最大化に向け努力をしております。

中期経営計画（Yamaha Management Plan 2016）では、全体を「アコースティック楽器事業」、「エレクトロニクス事業」、「教育・余暇事業」、「産業用部品・機械事業」の4つの事業領域に括り直し、それぞれの事業領域でメリハリを付けた戦略を構築して、既存事業の着実な成長と新たな事業の開発を図るとともに、各事業領域の中で、コアコンピタンスを最大限に活用して、シナジー効果の創出にも力を入れてまいります。

また、当社は、取締役会の意思決定の迅速化・監督機能強化、業務執行力強化等を図るため、執行役員制度の導入、社外取締役の選任、役員人事委員会の設置、内部監査部門の整備等とおして積極的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成25年6月26日開催の第189期定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」の承認を受け、新株予約権の無償割当てを活用した方策（以下、本プラン）の更新をしております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、買付者等）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

本プランは、（i）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、（ii）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する場合を対象とします。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等に対する買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則

に従い、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、所定の場合、株主の意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認することがあります。

独立委員会は、買付者等からの必要情報を受領してから原則として最長90日を経過するまでの間に上記の判断を行い、当社取締役会に実施・不実施の勧告をします。この期間内において、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会からも情報・意見を取得し、判断の材料とすることがあります。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施・不実施の決議を行います。また、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認するための総会決議があった場合、当社取締役会はこれに従います。

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。買付等の下記要件への該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

- ①本プランに定める手続を遵守しない買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合
- ②以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合
 - ・ 当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等として本プランで定められた買付等である場合
 - ・ 強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- ・買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- ・当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のブランド並びに当社と当社株主、従業員、取引先及び顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会または株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をすることとしており、手続の透明性を確保しております。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。

4. 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に本プランは、(i) 経済産業省及び法務省による買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、(ii) 株主総会において株主の承認をもって更新されたものであり、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認することができるものとされていること、(iii) 有効期間を約3年間とし、有効期限の満了前であっても、株主総会の決議により廃止が可能であること、(iv) 発動に際しては、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず得ることとされていること、(v) 予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること、(vi) 当社取締役の任期が1年であることから、毎年の取締役の選任を通じて、株主の意向を反映させることが可能なことなどにより、公正性・客観性が担保されており、高度な合理性を有し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の詳細を、次の当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://jp.yamaha.com/>

連結損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	410,304
売上原価	262,310
売上総利益	147,994
販売費及び一般管理費	121,999
営業利益	25,994
営業外収益	
受取利息	552
受取配当金	1,556
特許関連収入	353
その他	1,045
営業外収益合計	3,507
営業外費用	
支払利息	216
売上割引	2,404
その他	733
営業外費用合計	3,355
経常利益	26,146
特別利益	
固定資産売却益	587
投資有価証券売却益	990
特別利益合計	1,578
特別損失	
固定資産除却損	301
投資有価証券評価損	16
減損損失	192
構造改革費用	869
操業停止損失	525
特別損失合計	1,906
税金等調整前当期純利益	25,818
法人税、住民税及び事業税	5,778
法人税等調整額	△3,088
少数株主損益調整前当期純利益	23,128
少数株主利益	229
当期純利益	22,898

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書（ご参考）

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

少数株主損益調整前当期純利益	23,128
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	10,711
繰延ヘッジ損益	△59
為替換算調整勘定	10,481
退職給付に係る調整額	6,944
持分法適用会社に対する持分相当額	△5
その他の包括利益合計	28,073
包括利益	51,201
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	50,717
少数株主に係る包括利益	484

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考）

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	33,213
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,950
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,745
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,323
現金及び現金同等物の増加額	7,841
現金及び現金同等物の期首残高	49,464
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	231
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△12
現金及び現金同等物の期末残高	57,524

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成25年4月1日残高	28,534	40,054	140,473	△3,699	205,363
会計方針の変更による累積的影響額			7,062		7,062
会計方針の変更を反映した 平成25年4月1日残高	28,534	40,054	147,536	△3,699	212,425
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,420		△2,420
当期純利益			22,898		22,898
連結範囲の変動			△203		△203
持分法の適用範囲の変動			482		482
土地再評価差額金の取崩			44		44
自己株式の取得				△5	△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	20,802	△5	20,796
平成26年3月31日残高	28,534	40,054	168,338	△3,705	233,222

	その他の包括利益累計額						少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成25年4月1日残高	34,810	△41	17,184	△30,443	—	21,508	2,764	229,636
会計方針の変更による累積的影響額					△10,716	△10,716		△3,654
会計方針の変更を反映した 平成25年4月1日残高	34,810	△41	17,184	△30,443	△10,716	10,792	2,764	225,982
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,420
当期純利益								22,898
連結範囲の変動								△203
持分法の適用範囲の変動								482
土地再評価差額金の取崩								44
自己株式の取得								△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	10,730	△59	△44	10,096	6,944	27,667	396	28,064
連結会計年度中の変動額合計	10,730	△59	△44	10,096	6,944	27,667	396	48,860
平成26年3月31日残高	45,540	△101	17,139	△20,347	△3,771	38,459	3,161	274,843

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	223,687
売上原価	179,281
売上総利益	44,405
販売費及び一般管理費	36,273
営業利益	8,132
営業外収益	
受取利息	122
受取配当金	6,609
特許関連収入	353
その他	477
営業外収益合計	7,562
営業外費用	
支払利息	12
その他	173
営業外費用合計	185
経常利益	15,508
特別利益	
固定資産売却益	24
投資有価証券売却益	990
関係会社株式売却益	127
特別利益合計	1,142
特別損失	
固定資産除却損	113
減損損失	99
貸倒引当金繰入額	189
子会社支援引当金繰入額	74
特別損失合計	476
税引前当期純利益	16,174
法人税、住民税及び事業税	645
法人税等調整額	△2,153
当期純利益	17,683

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成25年4月1日残高	28,534	40,054	40,054	4,159	1,944	32,710	8,652	47,467	△3,699	112,356
会計方針の変更による累積的影響額							6,883	6,883		6,883
会計方針の変更を反映した平成25年4月1日残高	28,534	40,054	40,054	4,159	1,944	32,710	15,536	54,350	△3,699	119,239
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△2,420	△2,420		△2,420
当期純利益							17,683	17,683		17,683
土地再評価差額金の取崩							44	44		44
圧縮記帳積立金の取崩					△90		90	—		—
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の増加					3		△3	—		—
自己株式の取得									△5	△5
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△86	—	15,394	15,307	△5	15,301
平成26年3月31日残高	28,534	40,054	40,054	4,159	1,857	32,710	30,930	69,658	△3,705	134,541

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成25年4月1日残高	34,791	△41	17,184	51,934	164,290
会計方針の変更による累積的影響額					6,883
会計方針の変更を反映した平成25年4月1日残高	34,791	△41	17,184	51,934	171,173
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,420
当期純利益					17,683
土地再評価差額金の取崩					44
圧縮記帳積立金の取崩					—
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の増加					—
自己株式の取得					△5
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	10,703	△59	△44	10,598	10,598
事業年度中の変動額合計	10,703	△59	△44	10,598	25,900
平成26年3月31日残高	45,494	△101	17,139	62,532	197,074

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成26年4月25日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田宮 紳司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加山 秀剛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成26年 4月25日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田宮 紳司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加山 秀剛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第190期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第190期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員をはじめ、内部監査部門及びその他の従業員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、決裁書等の重要書類を閲覧し、当期重点監査項目として監査役会が定めた事項をはじめ、業務及び財産の状況等について調査いたしました。
- (3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及び株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関して、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠して、取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況と有効性について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会、経営会議等における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (5) 子会社については、子会社監査役及び会計監査人等との意思疎通を図るとともに、国内外の主要な子会社へ赴き、各社の取締役及び部門長等から事業の報告を受け、また、業務及び財産の状況等について調査いたしました。
- (6) 会計監査については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針について、指摘すべき事項は認められません。また、当該基本方針の実現のための各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年4月30日

ヤマハ株式会社 監査役会

常勤監査役 矢部 久 ⑩

常勤監査役 梅田 史生 ⑩

社外監査役 宮澤 孝司 ⑩

社外監査役 池田 裕彦 ⑩

新商品/トピックス

最新技術の投入と新コンセプトユニットの開発で電子楽器の新たな進化を実現 エレクトーン®「STAGEA®ELS-02」



「ELS-02」(スタンダードモデル)

本体各部をユニット化し、必要な機能を後から付け加えることで、上級モデルへのグレードアップが可能な「STAGEA®」。「ELS-02」シリーズは、息づかいも表現できる新ボイスや豊富なリズム、充実したレジストレーションメニューを内蔵し、これまで以上に演奏の幅を広げるエレクトーン®となっています。また、「ELS-01」シリーズのユーザーが最新の機能を備えた「ELS-02」シリーズと同等のモデルにアップグレードできる、新コンセプトユニットも開発しました。

オーク100%シェルによりパワフルなサウンドを実現 システムドラムス「LIVE CUSTOM®」



「LIVE CUSTOM」のセッティング例

従来品より厚みを増した硬質なオーク材をシェルに成型し、マイク集音がしやすく深みを増したパワフルなサウンドを実現したシステムドラムスで、ライブ演奏での迅速なサウンドメイキングが可能に。ダークシルバー仕上げの金属パーツを採用し、高級感あふれる4種類のラインアップを用意しました。

アクティブベースの次世代スタンダード エレキベース「TRBX®」4モデル



「TRBX304 CAR」

「TRBX505 TBL」

スリムなシェイプによる弾きやすさと、新開発のピックアップシステムにより、新しいベースの魅力を伝える、次世代ベースです。「TRBX300(シリーズ)」は、プレイスタイルに合わせ音色を切り替えられる機能を搭載、「TRBX500(シリーズ)」は、より幅広い音作りができるシステムを搭載しています。



音質とデザイン、堅牢性にこだわった第3世代 ミキシングコンソール「MG」シリーズ

シンプルな小型ミキサーからイベントPAやライブSRまで対応する幅広いラインアップを揃えた「MG」シリーズが、音質とデザイン、堅牢性にこだわり、第3世代の「MG」シリーズとしてモデルチェンジ。上位モデルや新設計のアンプを搭載し、直感的で使いやすいインターフェースを備え、あらゆるPA・制作現場のニーズに応えます。

新商品/トピックス

最新のサウンドエンジンと音楽制作の機能を凝縮 ミュージック・プロダクション・シンセサイザー「MOXF6」「MOXF8」



「MOXF6」



「MOXF8」

最新のフラッグシップシンセサイザー「MOTIF^{モチーフ}® XF」の高品質なサウンドを継承した、音楽制作に最適なシンセサイザーです。フラッシュメモリー・エクステンションモジュール(別売)による拡張機能も搭載し、本体のみでのスピーディーな制作から高度な制作まで対応できます。

歌唱音声合成技術が「全国発明表彰特別賞」を受賞 ボカロロイド VOCALOID™



VOCALOID™ Editor for Cubase
(コンピュータの画面イメージ)

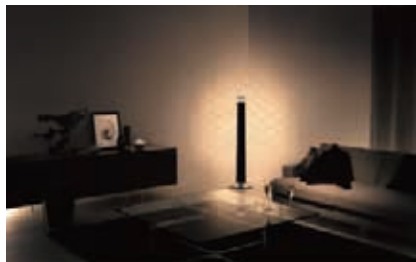


ボカロダマ(スマートフォンの
画面イメージ)

VOCALOID™に使用されている「個性豊かで自然な歌唱音声合成技術の発明」が、平成25年度全国発明表彰(主催:公益社団法人発明協会)の特別賞「日本弁理士会会長賞」を受賞。VOCALOID™は、多くのユーザーによるオリジナル楽曲の制作に活用されるとともに、その技術を搭載したゲームアプリケーション「ボカロダマ®」※なども注目を集めています。

※ボカロダマ:スマートフォン向けリアルタイム歌声合成ゲーム

室内でも外出先でも、音楽を楽しむために



“Relit”「LSX-700」



AVアンプ「AVENTAGE」シリーズ

スマートフォン等の音楽ファイルを手軽にワイヤレス再生できるBluetooth®対応オーディオと、間接照明が一体になったライティングオーディオシステム“Relit®”「LSX-700」。AVアンプの新たなフラッグシップモデルとして「AVENTAGE®」シリーズの11.2ch AVプリアンプ「CX-A5000」、11chパワーアンプ「MX-A5000」などラインアップを充実。さらに、外出先にファッション小物のような感覚で持ち歩いて音楽を高音質で楽しめる、スタイリッシュなスクエアフォルムのオンイヤー型ヘッドホン「HPH-M82」(全6色)も発売しています。

「HPH-M82」

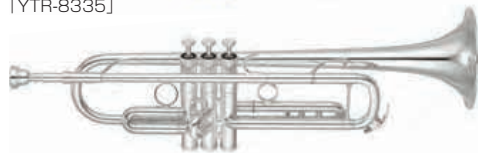


(ジュエリーゴールド) (ポルドーブラウン) (アーバンネイビー) (ピュアレッド)

時代に合わせて進化した高級トランペット新モデル トランペット「Xeno[®]」シリーズ



「YTR-8335」



「YTR-8335RS」

個々のパーツを細部から見直し「力強く量感のある音色」「演奏者の意図どおりに反応する応答性」「遠達性と表現力の幅の広さ」を実現しました。ベル素材・管体の仕上げの違いによるバリエーション4種に加え、リバース式主管抜差管採用の「YTR-8335RS」もラインアップしました。

デザイン面でも高い評価を得た金管楽器用消音システム 「サイレントプラス[®]」シリーズ



自然な吹奏感、高い消音性能に加えてヤマハ独自の信号処理技術により臨場感あふれるサウンドを実現した金管楽器用消音システム「サイレントプラス」。

着脱時の指の動きに着目したユニークなデザインは高く評価され、「2013年度グッドデザイン金賞」をはじめとする世界の主要なデザイン賞を受賞しました。

インプレス[®] リミックス[®] 「inpres[®] RMX[®] LADIES」 ゴルフクラブとキャディバッグ

「RMX LADIES」



ドライバー フェアウェイウッド アイアン



「inpres RMX」キャディバッグ

女性向けモデル「inpres RMX LADIES」を開発し、ドライバー、フェアウェイウッド、ユーティリティ、アイアン、キャディバッグも投入。「inpres RMX」同様、シャフトやヘッドを組み合わせたことができる「リミックス」のコンセプトを導入しています。

無線LANアクセスポイント、スマートL2スイッチ ネットワーク・情報機器



無線LANアクセスポイント「WLX302」 スマートL2スイッチ「SWX2200-8PoE」

小規模なオフィスや店舗などに最適な無線LANアクセスポイント「WLX302」と、PoE (PoE Plus) 給電対応の新コンセプトL2スイッチ「SWX2200-8PoE」。この2製品が「Interop Tokyo 2013」において、ICT業界有識者による厳正な審査を経て、最も優れた製品を表彰する「Best of Show Award」特別賞を受賞しました。

事業の成長を目指して、2つの会社を新たにグループ化

ギター関連の技術と商品ラインアップを強化

ラインシックス

Line6社



Line6社のポール・フェクラー社長兼CEOと握手する中田卓也代表取締役社長

ギター周辺機器、PA機器、ワイヤレスマイクなどの開発・製造・販売を行う Line6社(米国カリフォルニア州)をヤマハの100%出資子会社としました。これにより、ギター周辺機器、PA機器の商品ラインを拡大し、楽器・音響機器領域での成長を加速。Line6社のモデリング技術・ワイヤレス技術を基盤とした商品企画・開発力も活用し、新たな顧客の求める価値の創造を目指します。



Line6社のAMPLiFi(アンプリファイ)とApple社のiPad※1

平成26年1月に発表され、その先進的なコンセプトが高い評価を集めるLine6社のギターアンプ最新モデルAMPLiFi。iOS※2アプリを介したワイヤレスでの音色コントロールに加え、インターネット経由で演奏したい曲にマッチした音色を自動的に選出できるなど、ギタリストに新たな活用例を提案する画期的な商品です。

※1 iPadは、Apple社の商標です。

※2 iOSは、Apple社のモバイル端末で使用される基本ソフトウェアです。

会議室向け設備音響の成長を目指して

レボラブズ

Revolabs社



Revolabs社のデジタルワイヤレスマイクシステム



Revolabs社の電話会議システムを使用した会議(イメージ)

企業の会議室向けワイヤレスマイクロフォンシステムや電話会議システムなどの開発・製造・販売を行うRevolabs社(米国マサチューセッツ州)をヤマハの100%出資子会社としました。業界最高レベルの技術力をもったRevolabs社を子会社化することにより、音声コミュニケーション機器と業務用音響機器の両面から、企業向け設備音響ビジネスの更なる成長を目指します。

みんなで楽しむ管楽器の大合奏 ブラス・ジャンボリー2014



平成26年2月15日、横浜港に面した大さん橋国際客船ターミナル内の「大さん橋ホール」にて、管楽器愛好者であればだれでも参加できる「ブラス・ジャンボリー2014」を開催しました。合奏指導・指揮に曾我大介氏を、スペシャルゲストにさかなクンを迎え、総勢450名の参加者で吹奏楽オリジナル、クラシック、ポップスなど、さまざまなジャンルの曲を奏で、合奏する楽しさを共有することができました。



バリトンサックスを演奏するさかなクン



曾我大介氏の指揮による大合奏

音楽の“人と人を繋げる力”を活用した街づくり おとまち(音楽の街づくりプロジェクト)



平成25年5月に開催された「未来を変えるデザイン展」、10月に開催された「東京デザイナーズウィーク2013」に「おとまち(音楽の街づくりプロジェクト)」が出展し、音楽の持つ「人と人とを繋げる力」による、地域が抱える問題の解決と持続可能なコミュニティの実現を目指す活動を紹介。初心者も気軽に参加できる音楽セッション「スウィングカーニバル」や、ディベロッパーや駅ビルと取り組んでいる地域に根ざした「市民ビッグバンド養成講座」などの事例が高く評価されました。



新商品/トピックス

自分の手で楽器を作り、その魅力を感じる ものづくり講座



自治体やNPOと協働で、小学生を対象としたものづくり講座「手作りギター教室」「手作りカリンバ教室」を開催しています。これらの講座は、自分の手で楽器を製作し、オリジナルの楽器を演奏するという過程を通じて、ものづくりの楽しさや楽器の魅力を知ってもらうことを目的としています。平成25年度は浜松科学館や先端技術館“TEPIA”（東京・北青山）などにて計5回開催し、いずれも盛況なプログラムとなりました。



手作りギター教室



手作りカリンバ教室

インドネシアでの植林活動 第2期「ヤマハの森」



生産・販売拠点を置くインドネシアで、現地の子会社6社とともに植林を通じた環境保全・教育支援活動「ヤマハの森」を行っています。第2期（平成22年12月～平成27年3月）「ヤマハの森」活動の一環で、平成25年12月11日に行われた植林イベントでは、ヤマハ及び子会社の関係者のほか、インドネシア政府林業省、地域の住民・小学生など230名が集まり、セレモニーと記念植樹を実施しました。平成25年までの25ヘクタール、23,750本の植栽に加え、今後、14,000本の苗木を12ヘクタールに植樹し、累計では37ヘクタール、37,750本となる予定です。



植樹する参加者



植林イベントに参加された皆さん

小学校3年生から高校3年生までを対象とした ジュニアゴルフスクール



静岡県浜松市にて、ヤマハ契約プロ・藤田寛之氏を校長としたジュニアゴルフスクールを開校しました。藤田プロが、自身の経験を活かしたレッスンカリキュラムを設計・監修し、技術だけでなく、ゴルフを通じて健全な成長をサポート。「技・心・体」のバランスの良い成長をモットーに、藤田メソッドを習得したコーチ陣による丁寧な指導を実践しています。

ヤマハレディースオープン葛城 “葛城の風”を制した女王、アン・ソンジュ選手



LPGA公認女子プロゴルフツアー第5戦の『ヤマハレディースオープン葛城2014』（ヤマハ発動機株式会社共催）が平成26年4月3日から6日まで、静岡県袋井市の葛城ゴルフ倶楽部山名コースで開かれ

ました。

国内ツアー屈指の難コースとして知られる葛城を舞台に、今年も選手たちの真の実力が試される世界標準に準ずる4日間競技として行われました。予選2日目から最終日にかけて名物の“葛城の風”が吹き荒れ、多くの選手がスコアを落とす中、4日間とも安定したプレイで切り抜けたアン・ソンジュ選手が今年の“春の女王戦”を制しました。

株主メモ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会の基準日 3月31日
- 定時株主総会 6月
- 期末配当の基準日 3月31日
- 中間配当の基準日 9月30日
- 単元株式数 100株
- 公告の方法

電子公告によります。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。<http://jp.yamaha.com/>


- 株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所
〒460-8685名古屋市中区栄三丁目15番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

● 株式事務のお問い合わせ先

株式事務の内容により、証券会社または三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

株式事務の内容	①住所変更 ②配当金受取方法の変更 ③単元未満株式の買取請求	未払い配当金の支払い
口座を開設されている場合	口座を開設された証券会社	三井住友信託銀行株式会社
株式が特別口座にある場合	三井住友信託銀行株式会社	三井住友信託銀行株式会社

● 三井住友信託銀行株式会社のお問い合わせ先

 0120-782-031 (平日9:00-17:00)

● 特別口座について

株券電子化の施行日(平成21年1月5日)前に株式会社証券保管振替機構(ほふり)を利用されていなかった株主様の株式は、三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されております。

● 配当金計算書について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付書面としてご使用いただくことができます。なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当金支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。
※確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。



ヤマハ株式会社

〒430-8650 静岡県浜松市中区中沢町10番1号

Tel: 053(460)2800 Fax: 053(460)2802

URL: <http://jp.yamaha.com/>



この「報告書」は無塩素紙に植物油インキで印刷しました。